

経 済 産 業 省

20231214貿局第1号
輸出注意事項2023第28号
経済産業省貿易経済協力局

「包括許可取扱要領」（平成17年2月25日付け輸出注意事項17第7号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和5年12月20日

経済産業省貿易経済協力局長 福永 哲郎

「包括許可取扱要領」の一部改正について

「包括許可取扱要領」（平成17年2月25日付け輸出注意事項17第7号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附則

この規程は、令和5年12月27日から施行する。

「包括許可取扱要領」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）
 ○「包括許可取扱要領」（平成17年2月25日付け輸出注意事項17第7号）

改 正 後	現 行
I 一般包括許可 1～3 （略） 4 一般包括許可の範囲 (1) 一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可 一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の範囲は、以下の①に該当する輸出及び②に該当する役務取引とする。ただし、<u>輸出令別表第3の2又は同表第4に掲げる地域を経由地とする輸出は、適用できない。</u> <u>なお、一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が認められる取引に関する法第25条第3項第一号に掲げる行為については、外為令第17条第2項の規定に基づく許可を要しない。</u> ①・② （略） (2) （略） 5～11 （略） II 特別一般包括許可 1～3 （略） 4 特別一般包括許可の範囲 (1) 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の範囲は次の①から③までのいずれかに該当する輸出又は役務取引とする。ただし、<u>輸出令別表第3の2若しくは同表第4に掲げる地域を経由地とする輸出、輸出令別表第2の4に掲げる地域を仕向地とする輸出（令和5年経済産業省告示第162号（輸出貿易管理令第2条第1項第一号の六、第一号の七及び第一号の八に規定する経済産業大臣が告示で指定する者。以下同じ。）第三号に規定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）又は令和5年経済産業省告示第162号第三号に規定する者に提供することを目的とする役務取引は、適用できない。</u> <u>なお、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が認められる取引に関する法第25条第3項第一号に掲げる行為については、外為令第17条第2項の規定に基づく許可を要しない。</u> ①～③ （略） (2) 特別一般包括役務取引許可 特別一般包括役務取引許可の範囲は次の①又は②のいずれかに該当する役務取引とする。ただし、<u>令和5年経済産業省告示第162号第三号に規定する者に提供することを目的とする役務取引は、適用できない。</u> <u>なお、特別一般包括役務取引許可が認められる取引に関する法第25条第3項第一号に掲げる行為については、外為令第17条第2項の規定に基づく許可を要しない。</u> ①・② （略） 5～11 （略） III 特定包括許可 1～3 （略）	I 一般包括許可 1～3 （略） 4 一般包括許可の範囲 (1) 一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可 一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の範囲は、以下の①に該当する輸出及び②に該当する役務取引とする。ただし、<u>輸出令別表第3の2又は同表第4に掲げる地域を経由する場合は、一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は適用できない。</u>なお、一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が認められる取引に関する法第25条第3項第一号に掲げる行為については、<u>外為令第17条第2項の規定に基づく許可を要しない。</u> ①・② （略） (2) （略） 5～11 （略） II 特別一般包括許可 1～3 （略） 4 特別一般包括許可の範囲 (1) 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の範囲は次の①から③までのいずれかに該当する輸出又は役務取引とする。ただし、<u>輸出令別表第3の2又は同表第4に掲げる地域を経由又は仕向地とする場合は、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は適用できない。</u>なお、<u>特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が認められる取引に関する法第25条第3項第一号に掲げる行為については、外為令第17条第2項の規定に基づく許可を要しない。</u> ①～③ （略） (2) 特別一般包括役務取引許可 特別一般包括役務取引許可の範囲は次の①又は②のいずれかに該当する取引とする。<u>なお、特別一般包括役務取引許可が認められる取引に関する法第25条第3項第一号に掲げる行為については、外為令第17条第2項の規定に基づく許可を要しない。</u> ①・② （略） 5～11 （略） III 特定包括許可 1～3 （略）

4 特定包括許可の範囲

(1) 特定包括輸出許可

特定包括輸出許可の範囲は、別表Aにおいて「特定」と表記された欄にあたる貨物及び仕向地の組合せのうち許可証に記載されたものとする。ただし、輸出令別表第3の2若しくは同表第4に掲げる地域を経由地とする輸出又は輸出令別表第2の4に掲げる地域を仕向地とする輸出（令和5年経済産業省告示第162号第三号に規定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）は、適用できない。

(2) 特定包括役務取引許可

特定包括役務取引許可の範囲は、別表Bにおいて「特定」と表記された欄にあたる技術及びその提供地の組合せのうち許可証に記載されたものとする（提供地となる特定国と取引の相手方（契約の相手方のほか、当該取引において明らかとなっている限度において当該技術を利用する者を含む。）が属する特定国が異なる場合は、いずれの特定国についても「特定」と表記されていることを要する。）。ただし、令和5年経済産業省告示第162号第三号に規定する者に提供することを目的とする役務取引は、適用できない。

なお、特定包括役務取引許可が認められる取引に関する法第25条第3項第一号に掲げる行為については、外為令第17条第2項の規定に基づく許可を要しない。

5～10 （略）

IV （略）

V 特定子会社包括許可

1～4 （略）

5 特定子会社包括許可の範囲

(1) 特定子会社包括輸出・役務取引許可のうち輸出に係る範囲は、別表Aにおいて「特定」と表記された欄にあたる貨物（輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物を除く。）及び仕向地の組合せであって、特定子会社を輸入者又は需要者とする輸出とする。ただし、輸出令別表第3の2若しくは同表第4に掲げる地域を経由地とする輸出又は輸出令別表第2の4に掲げる地域を仕向地とする輸出（令和5年経済産業省告示第162号第三号に規定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）は、適用できない。

(2) 特定子会社包括輸出・役務取引許可のうち役務取引に係る範囲は、次の①、②又は③に該当する取引とする。ただし、令和5年経済産業省告示第162号第三号に規定する者に提供することを目的とする役務取引は、適用できない。

なお、特定子会社包括役務取引許可が認められる取引に関する法第25条第3項に掲げる行為については、外為令第17条第2項の規定に基づく許可を要しない。

①～③ （略）

6～13 （略）

VI～VIII （略）

4 特定包括許可の範囲

(1) 特定包括輸出許可

特定包括輸出許可の範囲は、別表Aにおいて「特定」と表記された欄にあたる貨物及び仕向地の組合せのうち許可証に記載されたものとする。

ただし、輸出令別表第3の2又は同表第4に掲げる地域を経由又は仕向地とする場合は、特定包括輸出許可は適用できない。

(2) 特定包括役務取引許可

特定包括役務取引許可の範囲は、別表Bにおいて「特定」と表記された欄にあたる技術及びその提供地の組合せのうち許可証に記載されたものとする（提供地となる特定国と取引の相手方（契約の相手方のほか、当該取引において明らかとなっている限度において当該技術を利用する者を含む。）が属する特定国が異なる場合は、いずれの特定国についても「特定」と表記されていることを要する。）。

なお、特定包括役務取引許可が認められる取引に関する法第25条第3項第一号に掲げる行為については、外為令第17条第2項の規定に基づく許可を要しない。

5～10 （略）

IV （略）

V 特定子会社包括許可

1～4 （略）

5 特定子会社包括許可の範囲

(1) 特定子会社包括輸出・役務取引許可のうち輸出に係る範囲は、別表Aにおいて「特定」と表記された欄にあたる貨物（輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物を除く。）及び仕向地の組合せであって、特定子会社を輸入者又は需要者とする輸出とする。

ただし、輸出令別表第3の2又は同表第4に掲げる地域を経由又は仕向地とする場合は、特定子会社包括輸出・役務取引許可は適用できない。

(2) 特定子会社包括許可のうち役務取引に係る範囲は、次の①、②又は③に該当する取引とする。

なお、特定子会社包括役務取引許可が認められる取引に関する法第25条第3項に掲げる行為については、外為令第17条第2項の規定に基づく許可を要しない。

①～③ （略）

6～13 （略）

VI～VIII （略）